

○鹿児島大学大学院連合農学研究科教授会規則

平成16年4月1日

鹿大連規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島大学の教授会における審議事項等に関する規則(平成27年規則第10号。以下「教授会審議事項等規則」という。)第3条の規定に基づき、鹿児島大学大学院連合農学研究科教授会(以下「研究科教授会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 研究科教授会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 鹿児島大学大学院連合農学研究科長(以下「研究科長」という。)
- (2) 鹿児島大学大学院連合農学研究科副研究科長(以下「副研究科長」という。)
- (3) 鹿児島大学大学院農学研究科長、同大学院水産学研究科長、佐賀大学大学院農学研究科長及び琉球大学大学院農学研究科長
- (4) 鹿児島大学大学院連合農学研究科専任教員(以下「専任教員」という。)
- (5) 鹿児島大学大学院連合農学研究科(以下「研究科」という。)の各専攻から選出された教授11名
- (6) 研究科の主旨指導教員及び副指導教員(教授会開催時において学生を担当している者に限る。)

(任期)

第3条 前条第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、再任の場合の任期は、1年とする。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 研究科教授会は、学則第13条第2項第1号及び第2号並びに教授会審議事項等規則第2条第1項及び第2項に規定するもののほか、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 研究科に関する規則の制定、改正及び廃止に関すること。
- (2) 研究科長及び副研究科長の選考に関すること。
- (3) 専任教員及び研究科教員の選考に関すること。
- (4) 研究科教授会委員(第2条第5号の委員)の選定に関すること。
- (5) 指導教員及び指導補助教員の選定に関すること。
- (6) 予算に関すること。
- (7) 研究指導等の基本に関すること。
- (8) 入学者の選考に関すること。
- (9) 教育に関すること。
- (10) 学生の身分に関すること。

(11) 修了の認定並びに学位の授与及び取消しに関すること。

(12) その他研究科の運営に関する重要事項に関すること。

(議事及び運営)

第5条 研究科長は、必要に応じ研究科教授会を招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故があるときは、第2条第2号又は第5号の委員のうちから研究科長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

第6条 研究科教授会は、構成員(外国旅行中及び休職中の者を除く。)の過半数の出席がなければ会議を開き議事を行うことができない。

第7条 議事は特に定めるものを除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、第4条第10号に規定する事項については、鹿児島大学学位規則(平成16年規則第117号)第15条第3項及び第22条第2項に定めるところによる。

第8条 研究科長は、構成員の5分の1以上の要求があった場合には、研究科教授会を開催しなければならない。

第9条 研究科教授会に、研究科の円滑な運営を図るため、鹿児島大学大学院連合農学研究科代議委員会(以下「代議委員会」という。)を置く。

2 研究科教授会は、第4条各号に掲げる事項について範囲を特定し、その審議を代議委員会に委任又は付託することができる。

3 代議委員会については、別に定める。

第10条 研究科教授会の事務は、鹿児島大学農学部・共同獣医学部等事務部において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、研究科教授会の議事及び運営に関し必要な事項は、研究科教授会が定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に選出される第2条第3号の委員のうち施行前から引続く委員の任期については、第3条第2項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年2月15日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年9月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。